

令和8年度林業振興事業補助金

佐渡市では、佐渡産木材の利用を推進するため、佐渡産木材を活用した建築や施設の木質化等に係る費用の一部を補助します。

①佐渡産材木造建築奨励事業

○対象者

市内に住所を有する個人又は法人

○補助対象

木造建築物の新築又は増改築に係る佐渡産材の購入費

○補助内容

(ア)子育て世帯かつ対象が住宅の場合

補助率1/2以内、補助金額の上限20万円

(イ)上記以外の場合

補助率1/3以内、補助金額の上限10万円

○交付申請時に必要な書類

- ・経費及び佐渡産材使用量の確認できる書類
- ・施工前の写真
- ・納税証明書
- ・世帯全員分の住民票の写し
(上記(ア)の場合のみ)

○その他

子育て世帯は、18歳になる日以後の最初の3月31日までのお子様がいる世帯です。

HPはこちら



②木の香るまちづくり事業

○対象者

市内に住所を有する個人又は法人で、事業を行う者

○補助対象

(ア)施設木質化に係る佐渡産材購入費

(イ)佐渡産材製の木製什器製作等に係る費用

○補助内容

補助率1/2以内、補助金額の上限50万円

○交付申請時に必要な書類

- ・見積書
- ・納税証明書

○その他

- ・事業対象施設は佐渡産材が目立つ形で使用され、不特定多数に利用される施設であること。
- ・他の補助金との併用は認められません。
- ・(ア)に取り組む場合、実績報告時に佐渡産材使用量が確認できる書類が必要となります。

HPはこちら



【留意事項】

- ・予算の範囲内での支援となります。
- ・交付決定前に事業着手している場合は補助事業の対象外となります。
- ・令和9年3月31日までに施工及び費用精算を完了する必要があります。
- ・補助金額は千円未満を切捨てし、交付の下限額は5万円です。
- ・審査の結果、補助対象経費の対象外となる場合や、不採択となる場合があります。
- ・現地確認等を行う場合があります。
- ・佐渡産材使用量の確認資料は、立方メートル（m³）で作成した資料を提出してください。

【申請・問い合わせ先】

佐渡市 農林水産振興課 林業・水産振興係

電話：0259-63-3761 メールアドレス：s-nousui@city.sado.niigata.jp

